

IBM Watson Business Solutions – Compliance Assist

お客様の注文が受諾されると、本「サービス記述書」が、お客様の「クラウド・サービス」をサポートする「アクセラレーション・サービス」に適用されます。適用できる注文関連文書には、お客様の発注に関する価格設定および追加的な詳細情報が記載されています。

1. アクセラレーション・サービス

IBM は、以下のリモートから実施されるサービスを提供します。本「サービス記述書」において、これを「クラウド・サービス」といいます。本契約で別途定義されていない鍵括弧付きの用語は、本文書の「定義」項で定義されています。

1.1 サービス

お客様は、利用可能な以下のサービスから選択することができます。

1.1.1 IBM Watson Business Solutions – Compliance Assist

本「クラウド・サービス」は、エンド・ユーザーが法的契約を速やかに理解し、IBM Watson Discovery Service Element Classification によって特定された契約条文から実用的な洞察を引き出すことができるようにする、Watson テクノロジーをベースとした Compliance Assist ソリューション (以下「ソリューション」といいます。) を提供するように設計されています。契約の要素には、条文の性質 (権利、義務、定義)、関与する当事者 (買主または売主)、および文書に含まれた主題のカテゴリ (知的財産、引き渡し) などがあります。

「ソリューション」は以下で構成されます。

- ユーザーが文書をアップロードし、契約に含まれるタグ付けされた要素を閲覧し、契約の要素を対照比較できるようにするインターフェース。
- コレクションの中から特定の契約書および要素を見つける検索機能。
- 「ユーザー・シナリオ」の要件を満たす IBM Watson の構成。

本「ソリューション」では、お客様が少なくとも下記の「IBM Watson クラウド・サービス」の使用許諾を別途取得する必要があります。

- IBM Watson Discovery Service Element Classification (「Element Classification」)
- IBM Watson Knowledge Studio

さらにお客様は、お客様の「ユース・ケース」に応じて、特定の IBM Cloud API および「ホスティング・サービス」の使用許諾を取得しなければなりません。

「ユーザー・シナリオ」については、「ソリューション」の使用許諾および範囲は以下のとおりです。

- ユーザーのビジネス・ケースに対応する最大 200 件の文書の取り込み
- Watson Knowledge Studio のドメイン固有の最大 5 のエンティティに対するトレーニング
- 「ソリューション」は、お客様のシステムへの統合のない、独立型です。
- 「Watson ビジネス・ソリューション資産」は、IBM クラウド内に配備され、構成されます。
- 「ソリューション」には、「個人情報 (PII)」は含まれません。
- 「ソリューション」の構成には英語のみが使用されます。

1.1.2 実施されるアクティビティー

本「クラウド・サービス」には、以下のアクティビティーが含まれます。

アクティビティー 1 – 準備

このアクティビティーでは、以下のタスクが実施されます。

タスク 1– キックオフ前

IBM は、リモート・セッションを開催し、インプット、人材、データ、スケジュール、およびその他の前提条件を確認します。

タスク 2– キックオフ

IBM とお客様は、「ユーザー・シナリオ」を検証し、「ユーザー・シナリオ」をサポートする俯瞰的な「Compliance Assist 概念文書」を精査します。IBM は、「ユーザー・シナリオ」を分解して、詳細な「ユース・ケース」または「ソリューション」によってサポートされるユーザー・インタラクション・パターンに落とし込めるようにガイダンスを提供します。

タスク 3– コンテンツの収集

お客様は、「ユーザー・シナリオ」の達成のために「ソリューション」に取り込まれる「コンテンツ」を収集します。

タスク 4– Watson Knowledge Studio エンティティ・モデルの作成

お客様は、エンティティ辞書を作成し、「ユーザー・シナリオ」のドメインを表すドキュメント一式について簡素な機械学習モデルのトレーニングを行うことで、Watson Knowledge Studio のトレーニング・データを作成します。

タスク 5– IBM Watson Services および資産の初期化

IBM とお客様は、IBM Watson Service の環境を初期化し、「Watson ビジネス・ソリューション資産」を導入します。

タスク 6– チェックポイント

IBM は、「実行」アクティビティに移行するためのお客様の準備態勢について評価します。「チェックポイント」ミーティングにおいて、お客様は、「準備」アクティビティから生まれた成果物を提示し、IBM と協力して各タスクの完了状況の評価を行います。

アクティビティ 2– 実行

このアクティビティでは、以下の構成および導入タスクが実施されます。

タスク 1– ソリューション資産の構成

IBM は、「準備」アクティビティで定義されたお客様の仕様を表示するための UI アプリケーションを構成します。

タスク 2– Compliance Assist のコンテンツおよび検索の構成

IBM は、お客様のコンテンツを「ソリューション」に取り込み、「ソリューション」の取り込みパイプラインを構成して、「お客様のコンテンツ」を変換、強化、および正規化します。お客様は、IBM が「ソリューション」内に変換、強化、および正規化のパイプラインを構成するために必要なすべての情報を提供するものとします。

タスク 3– Watson Knowledge Studio のアノテーター・コンポーネントの構成

IBM は、Watson Knowledge Studio ドキュメントおよび「準備」アクティビティの間に準備されたエンティティ辞書を活用して、「アノテーター・コンポーネント」を開発します。「アノテーター・コンポーネント」によって生成された結果は、ドキュメントのテスト・セットに照らして評価されます。

タスク 4– 反復的な教育、テストおよび較正

IBM とお客様は、「ユーザー・シナリオ」に関連するデータの「洞察」を取得するユーザーの能力を向上させるために、「Compliance Assist ソリューション」の反復的な教育、テストおよび較正を実施します。

アクティビティ 3– リード・アウト

IBM は、「ソリューション」の概要を示し、デモンストレーションを実施し、Watson テクノロジーのエクスペリエンスに関するお客様のフィードバックを求めることで、お客様のエグゼクティブ・スポンサーと共に「ソリューション」を精査し、評価します。「リード・アウト」セッションは、お客様の導

入の次の段階に関する高いレベルの協議によって締めくくられます。IBM はお客様と協力して、「Watson ビジネス・ソリューション資産」およびコードを確認し、お客様に納入します。

アクティビティー 4 – オンデマンドのコンサルティング

IBM は、お客様に対して、最大 5 名のユーザーを対象として、「リード・アウト」アクティビティーの完了から 60 日間にわたってリモートから移行ガイダンスを提供します。この期間中、お客様は、「IBM サポート・ポータル」を介して Watson エキスパートに技術的な質問をすることができます。「オンデマンド・コンサルティング」は英語でのみ提供されます。

アクティビティー 5 – プロジェクトの管理

IBM は、本「クラウド・サービス」における責任についてプロジェクトの管理を提供します。

2. データ処理およびデータ保護に関するデータ・シート

現行の EU 一般データ保護規則がお客様から提供される個人データに適用される場合に、その適用範囲に限り、<http://ibm.com/dpa> にある IBM の「データ処理補足契約書」(DPA) および添付された「DPA 別表」が本契約に適用され、本契約を補足します。

3. サービス・レベルおよびテクニカル・サポート

本「サービス記述書」では、「サービス・レベル・アグリーメント」および「テクニカル・サポート」は提供されません。

4. エンタイトルメントおよび課金情報

4.1 課金単位

「アクセラレーション・サービス」は、「取引文書」に記載された課金単位に基づいて提供されます。

- 「エンゲージメント」とは、「クラウド・サービス」に関するプロフェッショナル・サービスまたはトレーニング・サービスです。

4.2 リモート・サービス料金

リモート・サービスを使用したか否かにかかわらず、リモート・サービスは購入日から 90 日後に満了となります。

5. 追加条件

2019 年 1 月 1 日より前に締結されるクラウド・サービス契約書(または同等のクラウド基本契約)については、<https://www.ibm.com/acs> に掲載されている条件を適用します。

5.1 定義

アノテーター・コンポーネント – ドメイン固有の「ユース・ケース」における機械学習モデルのトレーニングに用いられる非構造化テキストから、情報を特定、ラベル付け、および抽出するために使用されるソフトウェア・コンポーネントをいいます。Watson Knowledge Studio を用いて、ユーザーは、新規ドメインのために「アノテーター・コンポーネント」を作成、評価、および改善することができます。「アノテーター・コンポーネント」は、自然言語コンテンツとして表されるアノテーション(メタデータ)をテキストに追加します。アノテーションは、お客様のドメイン「コンテンツ」において関与するエンティティの言及、各言及間の関係、および言及が同一のエンティティを共に参照する度合いを特定するもので、アプリケーションによってテキストの自動的な分析および処理のために使用することができます。アプリケーションのユーザーは、自然言語のコンテキストにおいて、意味を抽出し、「洞察」を発見し、答えが得られるようになることによって、こうしたレベルの分析の利益を受けます。

コレクション – 取り込まれ、共通の JSON フォーマットに変換され、当該一式に伴う構成ファイルを使用してエンリッチメントが施された、「ディスカバリー」におけるお客様のドキュメント一式をいいます。

コンテンツ – 「コンテンツ」は、お客様もしくは IBM またはその許可ユーザーが、「クラウド・サービス」に、提供、アクセスを承認、または入力する、すべてのデータ、ソフトウェアおよび情報で構成されます(それぞれ「お客様のコンテンツ」および「IBM のコンテンツ」といいます)。「コンテンツ」には、本「サービス記述書」に基づき、IBM Watson と共に当該資料を使用することを目的として、お客様もしくは IBM、またはそれらの代理人により提供されるデータ、データベース、コンテンツ・コーパス、辞書、質疑応答、およびその他アノテーション付トレーニング・データまたはその他情報が含まれますが、これらに限定されません。明確化のために付言すれば、一方当事者の「コンテンツ」には、一般に利用可能なコンテンツや他方当事者の「コンテンツ」は含まれません。各当事者の「関連コンテンツ」とは、当該当事者から提供されたか、または本「サービス記述書」に基づいて作成されたかにかかわらず、当該当事者の「コンテンツ」のみから作成され、当該当事者の「コンテンツ」を IBM Watson に取り込むために使用されるメタデータ、オントロジー、分類法、組織、構造、スキーマ、またはナレッジ・グラフ・インスタンスをいいます。「サービス記述書」に基づいて作成された「関連コンテンツ」は、お客様には納入されません。

「Element Classification エンリッチメント」 – IBM Watson Discovery サービスで利用できる Element Classification は、Element Classification のトレーニングがすでに行われた適用文書(サービス調達契約書および米国の規制)に固有のセマンティック情報により、取り込まれたコンテンツのテキスト・フィールドを構文解析するエンリッチメント機能です。

既存資料 – 本「サービス記述書」のもとでお客様に納入されるもしくはアクセスが提供される(またはその両方)「IBM のコンテンツ」およびその他品目ではあるが、新たに創作されたのではない著作物、ならびに本「サービス記述書」のもとで当該著作物または品目に対して行われた改変または拡張をいいます。「既存資料」には、別の使用許諾契約またはクラウド・サブスクリプション契約が適用されるもの(以下「既存ライセンス資料」といいます。)があります。「既存ライセンス資料」の例には、Watson Enhancements ならびに「IBM のコンテンツ」および IBM の「関連コンテンツ」も含めた IBM Watson があります。IBM は、「既存資料」の独占的な所有者です。「既存資料」には、本「クラウド・サービス」の納入品目に行われた改変または拡張が含まれます。

IBM Watson – 自然言語処理、テキスト、信号および画像処理、機械学習テクノロジーを使用したコグニティブ・システム・プラットフォーム、またはデータおよびコンテンツの分析および処理のためのその他のコグニティブ能力で構成される IBM のコンピューター・システムです。例を挙げると、IBM Watson には、IBM Watson コーパス、IBM Watson モデル、IBM Watson アルゴリズム、アプリケーション・プログラミング・インターフェース (API) および関連するソフトウェア、サービスおよびツール、ならびに前記に対する二次的著作物、改変または拡張が含まれます。**IBM Watson Discovery Service** および **IBM Watson Knowledge Studio** は、クラウド・サービスとして提供される IBM ブランドのオファリングであり、IBM Watson オファリングのサブセットです。

洞察 – 「クラウド・サービス」のお客様の利用によって生じる、お客様の「コンテンツ」に固有のものである結果をいいます。

インスタンス – IBM Watson サービスの特定の構成をいいます。構成は「クラウド・サービス」として提供され、「IBM クラウド・サブスクリプション」が適用されます。

プロジェクト資料 – 本「サービス記述書」に基づいて、IBM がお客様のために創作し、お客様に納入した著作物をいいます。「プロジェクト資料」には「既存資料」は含まれません。

ユース・ケース – 「ユーザー・シナリオ」をサポートするために考慮される必要がある論理的手順を定義します。「ユーザー・シナリオ」は、通常、1つまたは複数の「ユース・ケース」で構成されます。「ユース・ケース」は、IBM Watson および関連システムとのエンド・ユーザーのやりとりを、「ユーザー・シナリオ」を横断するような論理的セクションに分解します。「ユース・ケース」は「プロジェクト資料」ではありません。

ユーザー・シナリオ – エンド・ユーザーと IBM Watson Compliance Assist 間の対話に関するエンドツーエンドの記述、および「ソリューション」の適用範囲の概要、機能および非機能要件の定義をいいます。この詳細事項は設計および「ソリューション」の決定を伝達するのに役立ちます。「ユーザー・シナリオ」は「プロジェクト資料」ではありません。

Watson ビジネス・ソリューション資産 – 「Compliance Assist ソリューション」アプリケーションは、事前構成済みの資産一式で構成されます。こうした事前構築済み資産の機能は限定されており、完全な「ソリューション」のために必要なすべての機能や、「ソリューション」のパイロット・バージョンや実稼働バージョンで必要になる場合があるエラー処理機能を含めるようには構築されません。こうした事前構成済み資産の構成は、「Compliance Assist 概念文書」で選択され、定義されたオプションによって決まります。「Watson ビジネス・ソリューション資産」は、「ユーザー・インターフェース」、「サービス・マネージャー」、および「データベース」から成ります。「Watson ビジネス・ソリューション資産」は IBM の「既存資料」です。

5.2 サービスのアクティビティおよび責任

IBM は、実施されるアクティビティごとの IBM とお客様の責任を詳述した、「サービスのアクティビティおよび責任」文書をお客様に提供します。お客様は、「サービスのアクティビティおよび責任」文書に記載された詳細なガイダンスに基づいて、IBM と共に本「サービス記述書」に概要を示すアクティビティを実施することに同意します。

5.3 納入される品目

下記の品目がお客様に納入されます。

お客様は、「プロジェクト資料」の著作権を有します。

納入される品目	目的および内容	成果物の種類	納入の方法 (別途指定がある場合を除いてソフト・コピー形式)
Compliance Assist 概念文書テンプレート	「Compliance Assist 概念文書テンプレート」は、プロジェクトの範囲および「計画」を設定するためにお客様が使用し記入を行う。	IBM の既存資料	ソフト・コピー文書 1 部
エンティティ辞書テンプレート	IBM Watson Knowledge Studio の教育に使用する、代表的な「コンテンツ」とエンティティのグループ分けを文書化。お客様が完成させる。	IBM の既存資料	ソフト・コピー文書 1 部
最初のプロジェクト計画*	「サービス記述書」を履行するための計画を文書化。アクティビティ、タスク、割り当て、マイルストーン、および見積もりが含まれる。	プロジェクト資料	ソフト・コピー文書 1 部
Watson ビジネス・ソリューションのユーザー・インターフェース資産	Compliance Assist ユーザー・インターフェース資産用ソース・コード	IBM の既存資料	ダウンロードにより 入手可能
Watson ビジネス・ソリューションのサービス・マネージャー	Compliance Assist のサービス・マネージャー資産用ソース・コード	IBM の既存資料	ダウンロードにより 入手可能
Watson ビジネス・ソリューションのデータベース	Compliance Assist のデータベース資産用ソース・コード	IBM の既存資料	ダウンロードにより 入手可能

* IBM の「既存資料」を含む

5.4 許諾されるライセンス

5.4.1 既存資料に対するライセンス

「既存資料」が「プロジェクト資料」に組み込まれているか、または「Watson ビジネス・ソリューション資産に対するライセンス」項および「Watson ビジネス・ソリューション資産に対するソース・コード・ライセンス」項に従い、本「サービス記述書」に基づいて「ソリューション」からお客様に納入された品目に組み込まれている限りにおいて、IBM は、「既存ライセンス資料」ではない「既存資料」に

ついて、使用、実行、複製、表示、実演および二次的著作物作成のための取り消し不能 (お客様の支払い義務を条件とします) で非独占的な全世界にわたるライセンスをお客様に許諾します。

5.4.2 Watson ビジネス・ソリューション資産に対するライセンス

IBM は、「Watson ビジネス・ソリューション資産」を該当する「クラウド・サービス」に導入された「ソリューション」の一部として使用することのみを目的とした、「Watson ビジネス・ソリューション資産」の使用、実行、複製、表示、実演およびコピーの頒布のための非独占的、取消し可能 (ただし、不払いや違反が発生したか、または該当する「クラウド・サービス」もしくはそれらの代替サービスに対するお客様の使用許諾が終了した場合に限ります) かつ全世界にわたるライセンスをお客様に許諾します。「Watson ビジネス・ソリューション資産」は、明示または黙示を問わず、あらゆる種類の保証または条件なしに、「現状有姿」で提供されます。IBM は、「Watson ビジネス・ソリューション資産」のサポートや保守を提供する義務を負いません。

5.4.3 Watson ビジネス・ソリューション資産に対するソース・コード・ライセンス

IBM は、該当する IBM の「クラウド・サービス」の利用を維持管理および拡張することのみを目的とした、「Watson ビジネス・ソリューション資産」の、あらゆる場合に社内限定された、ソース・コードの複製、その二次的著作物の作成および転送のための非独占的、譲渡不能、取消し可能な (本ライセンスの違反が発生したか、または該当する IBM の「クラウド・サービス」もしくはそれらの代替サービスに対するお客様の使用許諾が終了した場合) 使用権をお客様に許諾します。お客様は、ソース・コードのあらゆる二次的著作物に、特記事項およびこのライセンス許諾を掲載しなければなりません。ソース・コードは IBM の秘密情報です。二次的著作物は、オブジェクト・コードまたは実行可能な形式でのみ外部に頒布することができます。適用法によって義務付けられるか、または書面により合意された場合を除いて、本ライセンスに基づき頒布されるソフトウェアは、明示または黙示を問わず、あらゆる種類の保証または条件なしに、「現状有姿」で配布されます。

データ処理補足契約書別表

このデータ処理補足契約書別表 (以下「DPA 別表」といいます。) は、上記「サービス」に対する DPA の詳細を規定するものです。

- IBM Watson Business Solutions – Compliance Assist

1. 処理

IBM は、SD 等に記載され、かつ本 DPA 別表で補足される内容に基づき「サービス」のために「お客様個人データ」を処理します。

1.1 処理活動

「お客様個人データ」に関する処理活動は以下のとおりとします。

- 結合 (Combines)
- 削除 (Deletes)
- 非表示 (Hides)
- 不明瞭化 (Obscures)
- 構文解析 (Parses)
- 読み取り (Reads)
- 受領 (Receives)
- 送信 (Sends)
- 共有 (Shares)
- 保存 (Stores)
- 変換 (Transforms)
- 更新 (Updates)

2. お客様個人データ

2.1 データ主体カテゴリー

- お客様の従業員 (パートタイム従業員、臨時雇用者、ボランティア、赴任者 (アサイニー)、研修員、退職者、内定者および応募者を含みます。)
- お客様子会社・関連会社の従業員 (パートタイム従業員、臨時雇用者、ボランティア、赴任者 (アサイニー)、研修員、退職者、内定者および応募者を含みます。)
- お客様の (見込み) 顧客 (これら (見込み) 顧客が個人の場合)
- お客様のビジネス・パートナー (これらビジネス・パートナーが個人の場合)
- お客様への訪問者
- お客様の購買取引先および従契約者 (これらが個人の場合)
- お客様の代理人、コンサルタントおよびその他の専門家 (業務委託先)

上記に列記された情報は、「サービス」提供において一般的に処理される可能性のある「データ主体カテゴリー」のリストです。

お客様は、「サービス」の性質により、IBM が上記の「データ主体カテゴリー」を確認または維持管理できないことを了承するものとします。したがって、お客様は、上記リストに対する必要な変更について、電子メールにて IBM に通知するものとします。IBM は、上記に記載されたすべての「データ主体」

の「個人データ」を TD に従い処理します。「データ主体カテゴリー」の変更により両当事者が合意した「処理」方法に変更が生じる場合、お客様は DPA に従い IBM に追加の指示を提供するものとします。

2.2 個人データの種類および個人データの特殊カテゴリー

2.2.1 個人データの種類

次のリストは、「サービス」提供において一般的に処理される可能性のある「お客様個人データ」の「種類」です。

- a. 個人の能力と資格
 - 職業または雇用に関する情報
- b. 個人の特徴
 - (1) 意見
 - (2) 個人の嗜好および関心
- c. 個人の習慣および活動
 - (1) 行動
 - (2) 消費リソース
- d. 個人の身分
 - (1) 個人
 - (2) オンライン・アクセスおよび認証資格情報
 - (3) オンライン接続およびネットワーク接続データ
 - (4) オンライン ID
 - (5) 個人名
 - (6) テクノロジー ID

2.2.2 特殊カテゴリーの個人データ

次のリストは、「サービス」提供において一般的に処理される可能性のある「特殊カテゴリー」の「お客様個人データ」です。

- 該当なし

2.2.3 共通事項

上記の項のリストは、「サービス」提供において一般的に処理される可能性のある「お客様個人データ」の「種類」および「特殊カテゴリー」の「お客様個人データ」に関する情報です。

お客様は、「サービス」の性質により IBM が上記の「お客様個人データ」の「種類」および「特殊カテゴリー」の「お客様個人データ」を確認または維持管理できないことを了承するものとします。したがって、お客様は、上記リストに対する必要な変更について、電子メールにて IBM に通知するものとします。IBM は、すべての「種類」の「お客様個人データ」および「特殊カテゴリー」の「お客様個人データ」すべてを本契約に従い処理します。「お客様個人データ」の「種類」および「特殊カテゴリー」の「お客様個人データ」の変更に伴い両当事者が合意した「処理」方法に変更が生じる場合、お客様は DPA に従い IBM に追加の指示を提供するものとします。

3. 技術的および組織的措置と当事者の責任分担

「サービス」に適用される、各当事者の責任分担を含む技術的および組織的措置(以下「TOMs」といいます。)は、プロジェクトの開始時に決定するものとします。

「お客様は、上記に記載の、または適用されるデータ保護法によって必要とされる範囲内において、適切な TOMs を導入・履行する義務があることを確認します。」

4. お客様個人データの削除および返却

お客様は、「サービス」が終了または解約されるまでの間、「お客様個人データ」を削除または複製することができます。IBMは「サービス」の終了時にすべての「お客様個人データ」を削除します。

5. 各国間データ移転

- 該当なし

6. データ・プライバシー・オフィサーその他の管理者

お客様は、お客様のデータ・プライバシー・オフィサーおよび他の各「管理者」(他の「管理者」のデータ・プライバシー・オフィサーを含みます。)に関する完全、正確かつ最新の情報を電子メールにて提供する責任を負います。

7. IBMのプライバシーに関する窓口

IBMのプライバシーに関する窓口は、DPA.Help.project@uk.ibm.comです。